

# 【参考資料2】 （社）北海道建設業協会 行動憲章

---

国土交通省 北海道局  
平成21年8月

## 行 動 憲 章

平成21年5月21日  
社団法人北海道建設業協会

当協会及び会員協会並びに所属の会員企業は、道内の経済産業活動を支える社会基盤整備や地域住民の生活環境整備等を通じて地域社会の発展に大きな役割を果たしており、さらに地域における経済や雇用を支える基幹産業としての使命と社会的責任を果たすことが強く求められている。このためには、法令遵守が基本であることを確認し、広く道民各位の理解と信頼を確かなものとするため、本行動憲章を新たな行動規範として定め、その遵守・徹底を期する。

### 記

#### (法令の遵守)

1 法令遵守はあらゆる企業行動の基本であり、社会の一員として独占禁止法、建設業法等の法令遵守の徹底を図り、企業倫理の確立に取り組むとともに、社会からの信頼に応えるため、適正で公正かつ透明な事業活動を行う。

#### (品質の確保)

2 将来にわたって活用される良質な社会資本等を地域住民に提供する使命を自覚し、適正な価格での受注に努めるとともに、優れた施工により高い品質の確保に努める。

#### (技術・技能継承と人材確保)

3 地域に信頼され、活力と魅力にあふれた建設産業づくりを目指し、将来にわたる建設技術・技能の継承、人材の確保・育成に努めるとともに、生産性の向上を図るなど建設業の構造改善の推進に取り組む。

#### (環境問題への対応)

4 地球環境問題に対応するため、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、環境問題に対する意識の高揚と体制の構築に努めるとともに、持続可能な循環型社会の形成に向け、リサイクルの推進、建設副産物の適正処理等に真摯に取り組み、環境の維持保全に努める。

#### (地域への貢献)

5 地域における経済と雇用を担う基幹産業としての使命を認識し、地域の安全・安心を確保するため、災害防止協定に基づく応急復旧活動を始め、防災・防犯活動等の地域貢献活動に積極的に取り組むなど、地域社会の一員としてより信頼される関係の構築に努める。

以上、当協会及び会員協会並びに所属の会員企業は、本行動憲章を尊重し、法令遵守体制の整備に取り組むとともに、協力会社、従業員等への周知徹底を図る。

また、本憲章に反する事態が発生した場合、再発防止に向け、問題解決に全力で取り組む。